

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

岡山国民年金 事案 473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
現住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から62年3月まで
昭和62年ごろ、窓空き封筒に入った納付書が自宅に届き、市町村役場で国民年金保険料として全額を納付したのに、申立期間が未加入又は未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年6月に払い出され、59年1月26日にさかのぼって資格取得されており、62年6月29日付けで納付書が作成されていることが社会保険庁の記録から確認できることから、申立人の主張が裏付けられる一方、その納付書の納付対象期間は、納付書が作成された時点でさかのぼって納付可能であった60年4月から62年3月までであったと推察される。

また、申立人の保険料納付に関する主張については、①申立人が記憶している過年度納付書の様式は当時のものと符合すること、②納付した際に対応したとする市町村役場の窓口職員の特徴を具体的に記憶していることなどから信憑性しんぴやうせいが高いと認められる上、申立人が納付したとする時期に申立人から当該納付のことを聞いたとする第三者の証言もあることを踏まえると、申立人は、昭和60年4月から62年3月までの保険料を納付したものと認められる。

さらに、申立人の国民年金記録については、昭和62年7月30日付けで60年4月1日資格喪失、62年4月1日資格取得（強制）の記録が追加されているが、60年4月当時、申立人は強制加入対象者であったことが確認でき、資格喪失させた当時の事務処理は誤りであったと認められる。

一方、申立期間のうち昭和59年1月から60年3月までの期間については、①申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間であること、②申立人は払出記録のあるところに手続したのが最初の

国民年金の加入手続であると述べ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無いこと、③申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの期間及び56年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料（昭和56年4月から同年8月までの期間については付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年8月から39年3月まで
②昭和39年10月から41年3月まで
③昭和56年4月から同年8月まで
④昭和60年5月から同年7月まで

申立期間①及び②については、私が20歳になった時、国民年金の集金をしていた人の勧めで母が加入手続をし、保険料を集金人に納めてくれていた。私が保険料として母にお金を渡したこともあり、当時の保険料は100円で2か月分200円を渡した記憶がある。申立期間③については、会社を退職後、私が加入手続を行い、妻が私と妻の保険料を一緒に納めていた。申立期間④については、会社を退職後、妻に加入手続を依頼し、納付も妻に任せていたので、納付方法、納付金額の記憶は無い。母は亡くなり、妻とは離婚して連絡が取れる状況ではないが、申立期間については、母と妻が納付を行っていたと思い申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、社会保険庁の特殊台帳の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和39年8月ごろと推認されることから、その時点では、申立期間①については過年度納付となり、申立人が主張するように、保険料を集金人に納めることはできない（社会保険事務所が発行する納付書で納付することとなる）。また、申立人には加入手続後に集金以外の方法で納付した記憶が無く、申立期間①の保険料について過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。一方、申立期間②については現年度納付となり、保険料を集金人に納めることが可能

である上、その前後の期間は保険料が納付済みとなっていること等を考え併せると、申立人の国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年度（昭和39年4月）以降に納付が開始され、申立期間②については保険料が納付されていたものと認められる。

- 2 申立期間③については、申立人の主張どおりに、会社を退職した後の昭和56年1月に申立人の加入手続と付加保険料納付の手続が行われたことが確認される。また、申立期間③の保険料納付を行ったとする申立人の元妻については、申立期間③を含む54年7月から57年6月までの期間は保険料（付加保険料を含む。）が納付済みとなっている上、申立人についても申立期間③直前の56年1月から同年3月までについては保険料（付加保険料を含む。）が納付済みとなっていることから、申立人についてのみ申立期間③が未納となっているのも不自然である。
- 3 申立期間④については、納付を任されていたとする申立人の元妻も未納となっている上、元妻からの聴取もできないため、当時の納付状況は不明であり、ほかに申立期間④について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの期間及び56年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料（昭和56年4月から同年8月までの期間については付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

昭和51年に国民年金に加入したが、加入が遅れた分を補うため付加年金にも加入をして納付を続けてきた。54年3月に離婚が成立した後、住民票をA市に移し、市役所で保険料の口座振替の手続をし、遅れることがないようきちんと納付していたが、申立期間について付加保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、その主張どおりに、昭和51年7月に国民年金に任意加入するとともに付加年金にも加入しており、申立期間（3か月）の付加保険料を除いて未納も無い。

また、A市が保管する国民年金関連資料によると、申立人については、昭和54年3月ごろに同市に転入し、付加年金にも加入した上で国民年金保険料の口座振替手続を行ったことが確認できることから、申立期間について付加保険料のみが未納となっているのは極めて不自然である。

さらに、A市が保管する申立人の納付記録のうち、申立期間直前の昭和53年度の記録（前住所地での納付記録）には、社会保険庁の記録上納付済みとなっている付加保険料が納付されたことにはなっていないなど、行政側の記録管理に不適切な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

昭和52年10月に結婚し、国民年金に任意加入したが、申立期間について、任意加入を辞める手続をした覚えは無い。また、当時は市役所（出張所）に納付書と現金を持参していたが、お金の都合により、1か月分納めたり3か月分納めたりしていた。納めたことは家計簿にも記録しているので間違い無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の家計簿を所持しているところ、当該家計簿には、申立期間のうち、昭和60年8月分までの国民年金保険料について支出の記載がある。

また、申立人については、申立人の居住市が保管する「国民年金異動届兼申請書」によると、昭和59年12月15日付けで国民年金の資格喪失手続が行われたことが確認できるものの、その時点においては昭和59年度分の納付書が発行済みであったことから、家計簿の記録と考え併せると、当該納付書を使い市役所（出張所）で引き続き納付が行われていたことも否定できない。

しかしながら、昭和59年12月15日付けで国民年金の資格喪失手続が行われ、国民年金に未加入である申立人について、昭和60年度の納付書が発行されていたとは考え難く、申立人の所持する家計簿の60年4月分以降の保険料額は実際の保険料額と相違する上、60年9月分以後の保険料については支出した記録は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)C出張所及び同社D出張所における資格取得日に係る記録を昭和26年4月15日及び27年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26年4月は6,000円及び27年4月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月15日から同年5月1日まで
② 昭和27年4月20日から同年5月1日まで

昭和24年3月から平成元年7月まで継続してA社(グループ会社を含む)に勤務しているにも関わらず、本社からC出張所及びC出張所からD出張所に転勤した時期に加入期間に空白期間が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務(昭和26年4月15日に本社からC出張所へ転勤及び27年4月20日にC出張所からD出張所へ転勤)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年5月及び27年5月の社会保険事務所の記録から、26年4月は6,000円及び27年4月は7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、A社C事業所。）における資格喪失日に係る記録を昭和52年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月30日から同年7月1日まで

昭和52年7月1日付けでA社B工場からD社E工場へ転勤をしたが、A社B工場の資格喪失日が52年6月30日となっており、同年6月の1か月の加入期間が抜けている。申立期間については切れ目無く勤めていたし、保険料は6月分の給与から控除されていたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る勤続30年の表彰状、職歴カード、雇用保険の記録及び事業所からの照会回答文書から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和52年7月1日付けでA社B工場から親会社であるD社E工場に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうかについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年10月まで
昭和44年4月に結婚し、A県B市に転居した。その際、親から私が20歳になった時から国民年金保険料を納付しているので継続するように言われ、婚姻後も国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであるのに、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は婚姻時に親から継続して国民年金に加入しなければならないと言われて、そのことを意識していたと主張しているが、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧である上、申立人がA県B市在住時に保険料を納付していたとする場所を地図で確認したところ、少なくとも市役所ではなかったと推定され、印紙検認方式による納付方法であった申立期間当時において、集金による納付方法を除き、市役所以外の場所で納付が可能であったとは考え難い。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は未加入期間とされているが、婚姻後の申立人の国民年金手帳記号番号は、C県D市在住時の昭和47年12月に払い出されており、申立人は、この加入手続の際に、前住所地のA県B市で国民年金に加入していた旨を説明したと述べているが、その説明を受けた上で、C県D市において新たな国民年金手帳記号番号が払い出されていることは、前住所地のA県B市での国民年金の加入を確認できなかったものと推察される上、申立期間の国民年金手帳記号番号の払出簿を調査しても、申立人の氏名は見当たらないことを踏まえると、申立期間は未加入であったと考えざるを得ない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料納付を証言する者も無いなど、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から同年11月まで
昭和38年1月の会社退職後、国民健康保険に加入したところ、その後に国民年金に加入するようにとの内容の書類が市役所から届き、同年4月ごろに国民年金の加入手続を区役所出張所で行い、郵便局で印紙を購入して出張所で納付していたので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録上、昭和41年6月に払い出され、40年10月にさかのぼって資格取得しており、申立期間はそれ以前の未加入期間であるが、申立人が加入手続を行ったとする時期（昭和38年3月から同年5月まで）の払出簿を調査しても申立人の氏名は無い。

また、申立人は、申立期間及び昭和41年6月にそれぞれ払い出された二つの異なる記号番号の国民年金手帳を所持していたと述べ、55年4月に転入した市町村で加入手続した際にその二つの国民年金手帳を提出し、そのうち申立期間の国民年金手帳が取り込まれたまま返却されなかったと主張しているところ、仮に、申立人に二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることを当該市町村が認識したのであれば、国民年金手帳記号番号の重複取消処理がなされるはずであるが、その形跡は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがうことはできない。

さらに、申立期間に係る保険料の納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立期間当時の住所地では郵便局で国民年金印紙の販売をしていなかったにもかかわらず、申立人はこれを郵便局で購入し、区役所出張所で納付したとするなど、申立内容に不自然な点も見られる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年8月から50年11月まで
婚姻前は、母が国民年金の加入手続及び納付を行っていたが、婚姻した昭和39年の盆に里帰りした際に、母から国民年金に加入しておくよう言われ、同年8月ごろに再加入の手続を行い、納税組合の集金で保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が加入手続を行った際に払出しを受けた国民年金手帳記号番号の資格記録をみると、昭和37年9月1日の厚生年金保険加入に伴う資格喪失から50年12月12日の任意加入まで加入記録は無い上、申立人が加入手続を行ったと主張している39年8月から40年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人は、印紙検認方式による保険料納付方法であった申立期間当時において、印紙検認を受けていた記憶は無いと述べていたが、調査途上で、印紙検認を受けて納付していたと主張を変更するなど記憶が曖昧であるとともに、申立人は、その納付に当たって国民年金手帳に自分で印紙を貼付していたと述べているが、申立人が居住していた市町村では、申立期間当時は、国民年金手帳を市町村で保管し、印紙貼付及び検認は市町村が行っていたため、被保険者自身が国民年金印紙を国民年金手帳に貼付することは考え難く、申立人の主張には不自然な点がある。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から51年9月まで
昭和43年2月の婚姻後しばらくしたところに、A市役所で国民年金の加入
手続をしたと記憶している。その後B県C町に転居し、異動届とともに加
入手続を行い、納付書のようなもので保険料を納付していた記憶がある。
社会保険庁の記録では、申立期間が未納とされているが、こんなに長期
間保険料を納付していないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における申立人の住所履歴をみると、5回(A県B市、C県D町、
C県E町、C県F町、A県B市)、住所地を変更している一方、申立人の国民
年金手帳記号番号は、昭和43年12月と51年10月の二度払い出されており(い
ずれもA県B市在住時)、申立人の主張どおり、婚姻直後のA県B市在住時に
加入手続が行われたことは確認できる。

しかし、申立期間のうち、最初のA県B市在住の昭和43年11月から44年
2月までの期間及びC県D町在住の44年3月から45年2月までの期間につい
ては、申立人は43年12月払出しの国民年金手帳を所持していた覚えが無く、
印紙検認方式による納付方法であった当該期間において、国民年金手帳を持参
して市町村役場窓口で納付したことは無く、集金組織で納付していたことも無
いと明確に述べていることから、これらの期間の保険料を納付していたとは考
え難い。

また、申立人は昭和43年12月に名前を改名しており、仮に申立人がA県
B市やC県D町において保険料を納付していたのであれば行政側において申
立人の改名後の氏名が認識されていたはずであるが、43年12月払出しの国
民年金手帳記号番号は改名前の旧名で交付されており、当該記号番号は、社
会保険庁の記録上、平成20年8月に基礎年金番号に統合されるまで旧名のま
まの記録で残されていたこと、A県B市の国民年金被保険者名簿においても
改名の記録は無いことを踏まえると、A県B市及びC県D町において保険料

が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間のうちC県E町在住時のことは思い出せないと述べ、記憶が曖昧^{あいまい}であり、C県F町では国民年金保険料を納付した記憶が無いと述べている。

加えて、申立人は昭和49年10月にA県B市に転居してからも引き続き保険料を納付しており、納付していた途中に国民年金手帳が送付されてきたと述べている一方で、このころは子供が生まれた時期でA県B市とC県F町を行ったり来たりしていたこともあって、保険料を納付したか否かははっきりしないと述べるなど申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であるほか、51年10月に払い出された国民年金手帳記号番号の前後の者の資格取得時期や納付開始時期を調査してもこのときの払出事務に明らかに不自然な点は認められない。

その上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から52年3月まで

昭和52年4月に転居し、市役所の窓口で住民票異動の手続をした際に、市役所窓口にあった職員のA氏の勧めもあり、国民年金にさかのぼって加入し、保険料を一括して約20万円納付した。当時は、父の店（鮮魚店）を手伝っており、お金もあったので、言われるままにお金を出したのを記憶している。私の所持している国民年金手帳には、被保険者になった日が「昭和46年9月2日」となっており、これは納付したからこの日付になっているのではないかと疑問を抱いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録上、昭和52年5月に払い出され、資格取得日は52年4月2日とされており、このころに加入手続がなされたものと推察されるが、申立人の夫は50年3月から52年3月までの期間、厚生年金保険加入者であったため、申立人のこの期間については任意加入対象期間となり、任意加入対象期間については、さかのぼって加入することができず、さかのぼって保険料を納付することもできない。

また、それ以前の昭和46年9月から50年2月までの期間は強制加入期間であるが、この大半の期間（昭和46年9月から49年1月まで）は国民年金手帳記号番号が払い出された52年5月の時点で時効により納付できない期間であり、この期間の保険料を納付するには特例納付によるほかなかったが、申立人が一括納付したとする時期は特例納付の実施時期ではない。

さらに、申立人が一括納付を勧められたと主張する当時の市役所職員のA氏は、申立期間当時は国民年金担当係にも住民登録担当係にも在籍していなかったことが確認される上、A氏に聴取しても申立てを裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年12月まで

娘が生まれた昭和57年1月に町役場へ行った時、職員から「25年以上掛けないと年金がもらえない。今からでもさかのぼって不足年数を納めたら60歳から支給される。」と言われた。詳しい保険料やさかのぼった年数は覚えていないが、加入手続をした後、ある程度まとまった額を町役場で納めたことは間違いないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、昭和57年1月から同年6月までの間の国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、申立人について国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は「職員から、25年以上掛けないと年金がもらえない。今からでもさかのぼって不足年数を納めたら60歳から支給されると言われた。」と述べているところ、国民年金保険料をさかのぼって納めたとする時期や納付額及びさかのぼって納付した後の納付状況についての記憶は不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間が納付済みとなっている申立人の妻から聴取しても、申立人の国民年金保険料を納付していたとする証言は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 10 月から 21 年 3 月 31 日まで
② 昭和 21 年 4 月 1 日から 24 年 1 月 31 日まで

昭和 20 年 10 月から 21 年 3 月 31 日まで A 社 B 営業所に勤務し、その後、直ちに C 組合を創立し、総務経理の責任者として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録をみると、申立期間について、加入記録が無いことについては、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①について、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。加えて、当該事業所は全喪していることから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

申立期間②について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。加えて、申立人が、申立期間当時一緒に勤務していたと主張している同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、C 組合が厚生年金保険の新規適用事業所となった日(昭和 24 年 2 月 1 日)に資格を取得しており、申立期間当時は、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月ごろから23年12月1日まで
② 昭和24年1月29日から25年末ごろまで

昭和21年10月ごろから25年末ごろまでの4年間A社に勤務していたことは確かなのに、厚生年金保険の加入期間が1か月だけとなっていることについては、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、事業主は、申立期間当時における社会保険の加入の取扱いについて、「当時は、終戦直後で厳しい時代だったので、事業主が各人の働きによって社会保険の加入を決めていた。」と証言しており、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿のいずれにも資格取得日は昭和23年12月1日と記載されている。加えて、申立期間当時事業所に勤務していた同僚に係る加入記録を見ると、申立人と同様、加入が遅れている者がみられる。

さらに、事業主は、申立人の勤務期間について、「申立人は、昭和24年の早い時期に退職していたはずである。」と証言しており、同時期は申立人の当該事業所における資格喪失日と一致している。

加えて、当該事業所は書類を保存していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 4 月まで
昭和 32 年 4 月頃、職業安定所で A 社の面接を受け就職した。申立期間については、社員旅行や同僚と祭りを見学したことを記憶しており、昭和 32 年 7 月末で退職しているとは思えない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の同僚に係る厚生年金保険の加入記録をみると、勤務期間と加入期間に相違が生じており、申立人の資格取得日前後に当該事業所において資格取得した者に係る厚生年金保険の加入記録をみても、短期間の加入期間となっている者がみられる。

さらに、当該事業所は解散しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月2日から29年12月31日まで
昭和25年ごろA社に勤務し、会社の寮に住込みで働き、糸を巻いたりする仕事をしていましたが、5年弱勤務した後29年12月31日に退職した。一緒に勤務した人は、ほとんど女性で大勢いたが名前は憶えていない。失業保険は申請して受給したことはあるが、厚生年金保険の脱退手当金については、受け取った記憶は無い。A社に勤務していたことは事実であり、厚生年金保険の期間として年金を受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理する旧厚生年金保険被保険者台帳の記録から、脱退手当金の支給を意味する「脱・B（社保）」のスタンプ表示があるとともに、給付記録欄に、月数、支給金額、支給年月日等が記載されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、資格喪失1か月後の昭和30年2月4日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、A社は、「当時、退職時において脱退手当金の説明会を行っていた。」と回答していることから、申立人の意志に基づいて脱退手当金が請求されたものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。